

船舶事故調査報告書

平成27年12月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年5月4日 17時30分ごろ
発生場所	鹿児島県種子島東南東方沖 種子島灯台から真方位115°203海里付近 （概位 北緯28°54.3′ 東経134°27.2′）
事故の概要	漁船第二十二勝徳丸は、甲板員が造水器を始動させた後、負傷した。
事故調査の経過	平成27年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十二勝徳丸、19トン MZ2-3232（漁船登録番号）、有限会社勝水産 15.68m（Lr）×4.50m×2.10m、FRP ディーゼル機関、540kW、平成3年7月29日 第295-35933号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年9月12日 免許証交付日 平成23年8月4日 （平成28年9月11日まで有効） 機関長 男性 65歳 五級海技士（機関）（履歴限定、機関限定） 免許年月日 平成10年1月29日 免状交付年月日 平成24年3月6日 免状有効期間満了日 平成30年1月28日 甲板員A（インドネシア共和国籍） 男性 21歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、船長、機関長及び甲板員Aほか4人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍3人）が乗り組み、平成27年4月29日08時0

	<p>0分ごろ和歌山県那智勝浦町勝浦漁港を出港し、種子島東南東方沖の漁場でまぐろはえ縄漁を行い、5月4日13時00分ごろから4回目の揚縄作業を開始した。</p> <p>船長は、本船が約4ノットの対地速力で西進中、17時30分ごろ甲板員Aが甲板室の右舷側後部にある造水器室に設置されている造水器を始動させた際、左手を負傷したことを他の甲板員から聞き、甲板員Aに止血を施すなどの応急手当を行った。</p> <p>機関員が本事故後、造水器を停止させた。</p> <p>船長は、甲板員Aに海上保安庁への救助要請を行う必要があるか確認したところ、大丈夫という回答を得たので、残りの揚縄作業を行い、宮崎県川南町川南漁港へ帰港することとした。</p> <p>甲板員Aは、帰港後、病院で、左示指切断、左中指挫創（爪剥脱）と診断され、約1週間の通院治療を受けた後、インドネシア共和国へ帰国した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、インドネシア共和国からの技能実習生であり、平成26年6月22日から本船に乗り組み、約3年間実習を行う予定であった。</p> <p>甲板員Aは、カッパ、手袋及び帽子を着用していた。</p> <p>本船の操業は、ふだん、05時00分ごろから約5時間かけて投縄を行い、約3時間待ってから揚縄を始め、翌日の01時00分ごろに終えていた。</p> <p>作業をしていない乗組員は、揚網作業終了後すぐに風呂に入るため、揚網作業中に造水器を始動し、雑用清水をタンクにためていた。</p> <p>本事故時、甲板員Aが負傷した状況を見た乗組員はいなかった。</p> <p>造水器は、モータ、モータからプーリ及びVベルトを介して駆動されるポンプから構成されており、造水器の始動スイッチは、造水器室上方に設けられていた。</p> <p>船長は、甲板員Aが、造水器室の扉を取り外した際、その扉を右手で持った状態で、左手で始動スイッチを押し、その後、バランスを崩して、左手をモータ側のプーリとVベルトの間に巻き込まれたと言っていた事を他の甲板員から聞いた。</p> <p>機関長は、技能実習生が乗船するごとに、造水器の使用方法について指導を行っており、甲板員Aは、造水器の始動作業を何度も行っていた。</p> <p>機関長は、Vベルトの点検及び交換をしやすくするために、プーリやVベルトには、接触防止用保護カバーを設置していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>あり</p> <p>あり</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>本船は、種子島東南東方沖で揚縄中、甲板員Aが、造水器を始動させた後、左手をモータ側のプーリとVベルトの間に巻き込まれたことから、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、左手を負傷したものと考えられるが、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、種子島東南東方沖で揚縄中、甲板員Aが、造水器を始動させた後、左手をモータ側のプーリとVベルトの間に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船舶所有者は、造水器のプーリやVベルト部分に接触防止用保護カバーを取り付けた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回転機器付近で作業する際は、作業環境を常に良好な状態に置き、安全な体勢で行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

